

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区八丁堀四丁目10番4号
氏 名 株式会社EGL
代表取締役 小島 崇嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 7年12月18日

許可の有効年月日 令和 8年 7月18日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥(*) (#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)、鉋さい、がれき類(*)、ばいじん 以上16種類
(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
廃プラスチック類(*)（廃畳及び石綿含有産業廃棄物に限る。）、紙くず（廃畳に限る。）、木くず、繊維くず（廃畳に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)（石綿含有産業廃棄物に限る。）、がれき類(*)（石綿含有産業廃棄物に限る。） 以上6種類

- ※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
施設等の所在地
埼玉県八潮市大字二丁目字下1083番1 以上1筆（面積975.00㎡）
保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件
収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成28年 7月19日	指令産廃第7-148号	新規許可
令和元年 8月14日	指令産廃第8-29号	変更許可（2種類の追加）
令和 3年10月 6日	指令産廃第9-682号	更新許可
令和 3年12月22日	指令産廃第989-1号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）
令和 7年12月18日	指令産廃第807-1号	変更許可（「取り扱える」1種類で石綿含有産業廃棄物の追加及び保管面積の拡大）

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
木くず 以上1種類	198.4m ²	4.0m (屋内)	673.6m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類 (いずれも廃畳に限る。)	20.8m ²	2.0m (屋外)	24.0m ³ (12m ³ コンテナ×2個)
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類 (いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。)	37.8m ²	2.5m (屋内)	57.0m ³ (28.5m ³ コンテナ×2個)

(以下余白)